

桶川市教育委員会情報システム基盤の
構築にかかる企画提案
実施要領

令和4年4月
桶川市

1 業務の概要

(1) 件名

桶川市教育委員会情報システム基盤構築業務

(2) 目的

令和4年度、市内小・中学校で使用している校務用電算機器等が更新時期を迎えるが、それに伴い、校務用システムが稼働するための情報システム基盤（IaaS型クラウド基盤）についても更新が必要である。

GIGAスクール構想や新型コロナウイルス感染症対策に伴い、学校教育で求められるICT環境は従来から劇的に変化することとなった。そこで校務用電算機器等の更新に合わせ、時代のニーズに対応すべく、インターネット環境を利用したクラウド・バイ・デフォルトを前提としながらも、セキュアな仕組みを確保するとともに、多様化が進む教育ICTシステムに柔軟に対応できる情報システム基盤の構築を目指すこととした。

本システム基盤を構築するということは、将来に渡る学校教育ICTのシステム構成やネットワーク構成の在り方を決めることに繋がる。そのため、受託者の選定においては、価格だけでなく、将来的なICT情勢に柔軟に対応できるだけのサービス内容や会社力、高度な技術力、専門知識や経験等の総合力が求められる。

以上の趣旨から、提案を公募し、本業務の受託者を選定するものである。

2 スケジュール

(1) 選定スケジュール

ア 質問書締切	令和4年4月20日（水）
イ 企画提案書等の提出締切	令和4年4月28日（木）
ウ プレゼンテーション 及びヒアリングの実施	令和4年5月中旬（予定）※日時は後日通知
エ 評価結果通知	令和4年5月中旬（予定）

(2) 業務スケジュール

ア 仕様要件定義	評価結果通知後速やかに行う。
イ 契約締結	令和4年6月上旬（予定）
ウ 稼働開始	令和4年8月上旬（予定）

3 参加資格

本プロポーザルへの参加に当たっては、次に掲げる条件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出日において、桶川市の指名競争入札参加者名簿に登載されていること。
- (3) 本市の指名停止を受けていない者であること。ただし、公募開始日から審査結果

決定前までの間に本市の指名停止を受けた場合は、参加資格を取り消し、審査の対象としないものとする。

- (4) 企画提案書の提出時に、法人税等の滞納がない者であること。
- (5) 企画提案書の提出期限の日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形又は不渡り小切手を出していない者であること。
- (6) 破産法に基づき破産の申立てをしている者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が桶川市暴力団排除条例（平成24年条例第21号。以下この号において「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 本業務における前提条件および調達範囲

(1) 前提条件

ア 本業務は、データセンター、ハードウェア、ソフトウェア等の利用をサービスとして提供することを前提としており、市はサービスに応じた月額利用料を支払うものである。

イ データセンターに市専用のハードウェア等を構築するものではなく、データセンター側が持つ資源を共用利用することを前提とする。

ウ 本システム基盤は、市の要望によりリソースの増減が発生するため、利用リソースの増加に伴う利用料の増額、利用リソースの減少に伴う利用料の減額が発生する可能性がある。

エ 資源の共用利用を想定しているが、論理的に他団体等とは分離し、外部侵入防止、情報漏えい対策など、強固なセキュリティ対策と、データ保護を行うこと。

(2) 調達範囲及び仕様の詳細

- ア 本業務の調達範囲は、別紙「業務概要」を参照すること。
- イ 具体的な範囲及び要件等仕様については、本書の他、別紙「システム基盤機能要件書兼回答書」の定めによること。

(3) 本業務選定における調達範囲と契約範囲の相違について

- ア 本業務選定においては、本書に基づく仕様を実現するために必要な技術や設備、費用を評価対象とすること。
- イ 提案者からの提案内容を全て実現するものではないこと。よって、提案費用が契約金額とならないことに留意すること。

5 提案手続き

(1) 事務の受付及び実施

本プロポーザルに係る全ての事務及び受付は、全て事務局で行う。

事務局 桶川市教育委員会 教育総務課 管財係

住 所 〒363-8501

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号（本庁舎4階）

電 話 048-786-3211（代） F A X 048-786-5043

電子メール kyoikusomu@city.okegawa.lg.jp

(2) 質問の受付及び回答の実施

- ア 提出期限 令和4年4月20日（水）午後5時まで
- イ 提出先 事務局まで
- ウ 提出方法 電子メール
- エ 提出書類 質問書（様式第1号）
- オ 回答方法 桶川市公式ホームページ（回答日：令和4年4月22日（金）予定）
- カ 注意事項

(ア) 質問があった場合は、その内容及び回答を桶川市公式ホームページで公開する。

(イ) 質問の趣旨について、質問者へ問合せを行うことがある。

(3) 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、必要書類を次のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和4年4月28日（木）午後5時まで
- イ 提出先 事務局まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること。）
- エ 提出書類 以下の表に掲げるとおり

提出書類名	必要部数
参加申請書（様式第3号）	各1部
会社概要書（様式第4号）	
提案書（様式第5号及び任意様式） ^(注1)	各正本1部
見積書（様式第6号及び任意様式） ^(注2)	副本10部

(注1) 提案書の作成は以下に留意すること。

- ア 提案書に記載する項目は、別紙「システム基盤機能要件書兼回答書」に基づき作成すること。あわせて別紙「システム基盤機能要件書兼回答書」に回答を記載した上で提案書に添付すること。
- イ 提案書の記載内容は責任をもって実現可能な内容とすること。
- ウ 提案書はA4版、両面印刷を原則とすること（任意様式）。
- エ 副本は会社名、ロゴマークなど参加者を特定できる情報は記載しないこと。

(注2) 見積書の作成は以下に留意すること。

- ア 見積書は、システム基盤の構築等に要する「導入経費」と、使用料や保守料など運用に要する「運用経費」と分けて記載すること。
- イ 詳細については、別紙「見積書の作成要領」を参照すること。

6 本業務における提案上限額

- (1) 導入経費 4,800,000円（税抜）
- (2) 運用経費 2,000,000円（税抜、月額）

7 審査および最優先交渉権者の決定について

- (1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和4年5月中旬（予定）

(2) 審査の概要

- ア 桶川市教育委員会情報システム基盤構築事業者選定委員会により審査を行い、最優先交渉権者を選定する。
- イ 選考結果は、通知により行う。
- ウ 通知日 令和4年5月中旬（予定）
- エ 次のいずれかに該当する提案は無効とし、審査の対象外とする。
 - (ア) この要領に定める参加資格を満たさない者による提案
 - (イ) 参加者の記名又は押印を欠く提案
 - (ウ) 提出書類に虚偽の記載又は記入をした提案
 - (エ) 提案金額が不明又は積算根拠が不明瞭な提案
 - (オ) 誤字又は脱字等により、意思表示が不明確な提案
 - (カ) 提出期限を遅れて提出された提案
 - (キ) この要領に定める手続き以外の方法により、本プロポーザルの実施に携わる

全ての者に直接間接を問わず連絡を求めた者による提案

(7) 他の参加者の提案参加を妨害する行為又は本プロポーザルの実施に携わる

全ての者の職務執行を妨げる行為をした者による提案

(3) 最優先交渉権者の決定について

- ア 企画提案書及びプレゼンテーションを評価した点数と、見積書を評価した点数を合計し、最高点の提案者を最優先交渉権者とする。
- イ 最優先交渉権者との協議において、やむを得ない理由等により、業務の遂行が不可能又は著しく困難となったときは、委員会で評価された次点者を最優先交渉権者として繰り上げるものとする。
- ウ 最優先交渉権者として決定した提案者は、本システム基盤の導入方法等について、すみやかに本市と協議を開始すること。協議の結果、本市が正式に導入業者として採択した場合、システム基盤の導入業務について委託契約を締結する。

8 契約について

本システム基盤に関する契約については、次のとおりとする。

- (1) 導入経費 導入業務開始に際して、委託契約として締結する。
- (2) 運用経費 運用開始後のシステム基盤の使用料（保守料含む）については、運用途中における使用リソースの見直しを考慮し、単年度ごとに随意契約を締結する。なお、システム基盤の性質上、最低60か月以上の利用を想定しているものである。

9 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る費用の一切は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された提案書等の著作権については、提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等この事業に関し必要と認められる用途については、提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (4) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 審査に係る電話等による問合せには応じない。また、審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 本プロポーザルの参加に係る手続きにおいて使用する単位は、計量法に定めるものとし、通貨単価は円とし、及び時刻は日本標準時とする。
- (7) 緊急その他やむを得ない事由により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止又は中止し、もしくは取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。